

## 仕 様 書（ 共 通 ）

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が発注する「投票所器材運搬等業務委託（参議院議員通常選挙）」において、適用されるものであり、受注者（以下「乙」という。）が本業務を履行するにあたり、必要な事項を示すものである。

- 1 乙は、甲が市選挙管理委員会倉庫（旧幸町第二小学校）で保管している投票所器材を、令和7年7月19日（土）までに甲が指定する投票所に搬入すること（詳細は、別紙「投票所器材一覧」のとおり）。
- 2 乙は、事前に甲に投票所器材を保管する場所を報告すること。  
なお、甲は、乙が使用する倉庫を必要に応じて検査することができる。
- 3 乙は、契約後直ちに各区選挙管理委員会と打ち合わせを行い、運搬スケジュール表を作成して、各区及び市へ提出すること。
- 4 乙は、甲が別途指定する投票所責任者と協議の上、搬入及び搬出日時を決定すること。
- 5 乙は、必ず各投票所へ搬入前及び搬出前に事前連絡をすること。
- 6 乙は、令和7年7月21日（月）から同年8月31日（日）の間に、搬入を行った全投票所から投票所器材の搬出を行うこと。各投票所から搬出した投票所器材は、乙の倉庫で一時保管して、同年9月5日（金）までに一括で市選挙管理委員会倉庫へ搬入すること。
- 7 契約時点で選挙期日が未定であるため、選挙期日が変更となった場合には、甲乙協議の上、履行日等を変更し必要に応じ変更契約を締結すること。
- 8 乙は、投票所への投票所器材の搬入がすべて終了したとき及び本件業務委託がすべて終了したときは、甲に連絡すること。  
なお、運搬スケジュールを変更する場合は、直ちに甲に連絡すること。
- 9 乙は、運搬した投票所器材が運搬器材一覧と異なった場合は、直ちに対応して、経緯を甲に連絡すること。

## 特記事項

### (中央区)

- 1 千葉県庁中庁舎（第2投票所）については、搬入日時を令和7年7月18日（金）午後5時30分からとし、搬入の3日前までに、搬入車両の車種・最大積載量及び作業者の氏名等を記載した作業届を区選挙管理委員会へFAXにて報告すること（FAX：043-221-2159）。

■ 報告例：車 種…ISUZU ELF 2 t 積

作業者…中央 太郎、稲毛 一郎、美浜 次郎

また、搬出については、器材を移動してあるので、中央区役所（きぼーる11階）に投票日の翌日以降に受け取りに行くこと。